野村アセットマネジメント　NOMURA



投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年11月16日

野村CRF（キャッシュリザーブファンド）

追加型投信／国内／債券／MMF

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MMF	債券　公債	日々	日本

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

■設立年月日：1959年12月1日

■資本金：171億円（2026年9月末現在）

■運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう野村CRF（キャッシュリザーブファンド）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年11月13日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無については、委託会社の照会先にてご確認いただけます。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行なわれる場合があります。

- 投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

元本の安定性と安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

ファンドの特色

主要投資対象

わが国の国債および政府保証付債券を主要投資対象とします。

投資方針

●わが国の国債および政府保証付債券を主要投資対象とし、元本の安定性と安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

◆わが国の国債、政府保証付債券および日本銀行が発行するもの（以下「国債等」といいます。）以外に、1社以上の信用格付業者等からA－相当以上の長期信用格付又はA－2相当以上の短期信用格付を受けている有価証券（格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券を含みます。以下「適格有価証券」といいます。）に投資する場合があります。

◆私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

◆買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ等）も活用します。また、有価証券の貸付を行なう場合があります。

◆現先取引の対象及び債券貸借取引の対象となる債券は、国債等または適格有価証券とします。有価証券の貸付にあたっては、1社以上の信用格付業者等からA－相当以上の長期信用格付又はA－2相当以上の短期信用格付を受けている者（格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断した金融商品を含みます。）を相手方とします。

●コール・ローン等で運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

◆国債等を除くコール・ローン等の金融商品のうち、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているもの、または1社以上の信用格付業者等からA－相当以上の長期信用格付又はA－2相当以上の短期信用格付を受けているもの（格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断した金融商品を含みます。以下「適格金融商品」といいます。）に限定して投資を行ないます。

●取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えない有価証券および金融商品に投資します。また、ポートフォリオの平均残存期間（有価証券および金融商品の残存期間に当該有価証券および金融商品の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券および金融商品の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

◆ポートフォリオの平均残存期間は90日以内（WAM方式※では60日以内）とします。

※平均残存期間は、一般に保有する有価証券等の残存期間（償還日または満期日までの期間）を加重平均したものですが、WAM（Weighted Average Maturity:加重平均満期）方式においては、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。

◆通常の状況においては、ポートフォリオの平均残存期間は30日以内とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●現先取引に係る有価証券等の残存期間若しくは現先取引及び債券の貸借取引の取引期間は、1年を超えないものとします。

●外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

主な投資制限

有価証券等への投資制限	①適格有価証券および適格金融商品（以下「有価証券等」といいます。）のうち2社以上の信用格付業者等からAA－相当以上の長期信用格付又はA－1相当以上の短期信用格付を受けているもの（格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）以外の有価証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②2社以上の信用格付業者等からAA－相当以上の長期信用格付又はA－1相当以上の短期信用格付を受けている（格付のない場合には委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）同一法人等が発行する有価証券等または取扱う有価証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③上記②に規定する有価証券等以外の有価証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の1%以内とします。 ④適格金融商品であるコール・ローンのうち取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記②および③の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローン（国債等を担保とするものを除きます。）および上記②または③の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額を信託財産の純資産総額の25%以内とします。 ⑤上記①～④に規定する投資割合に係る制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、市場や信託財産への影響を考慮しつつ、速やかに所定の限度内になるように調整するものとします。 ⑥有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用は行ないません。

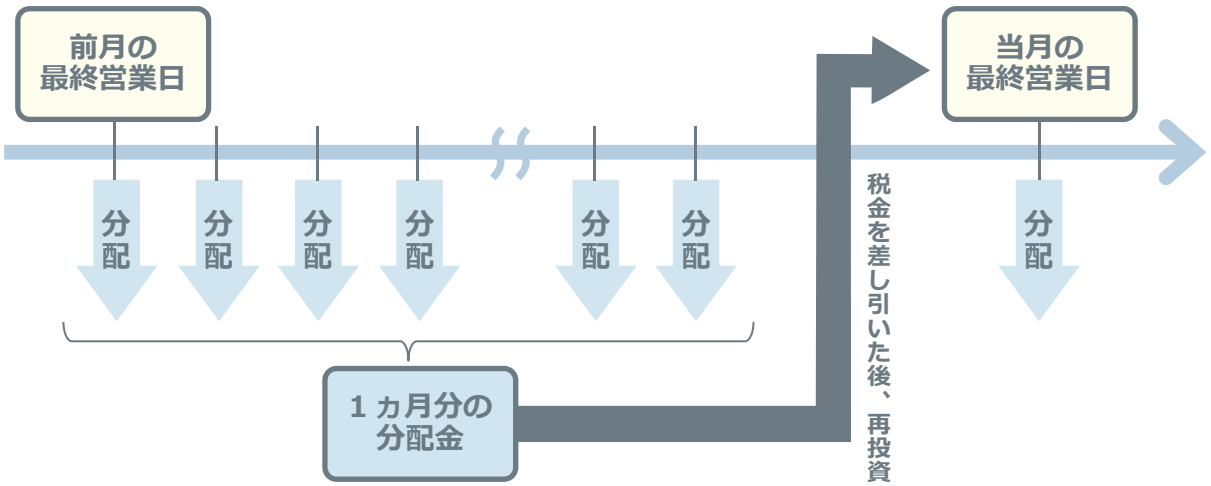
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配の方針

毎日決算※を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。
※初回は2026年11月30日となります。

◆分配金は1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめて、分配金に対する税金を差し引いたうえ、当月の最終営業日に自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づき、全額再投資します。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回った場合には、当月の最終営業日以降、最初に1口あたり1円となった日の基準価額で再投資することとします。



＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

債券価格変動リスク	債券（公社債）等は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 大量の解約が発生した場合等、基準価額が5営業日連続して1口あたり1円を下回った場合には、信託を終了（繰上償還）します。
- ファンドは、日本銀行の政策金利が0%以下となった場合、もしくは政策金利を0%以下とすることが発表された場合、または一部の投資対象である資産もしくは取引の金利がマイナスとなった場合、信託を終了（繰上償還）しますが、ファンドの基準価額および償還価額が1口あたり1円となることを示唆あるいは保証するものではありません。
- ファンドの償還が決まった場合には、組み入れ資産を速やかに資金化し、償還金の支払い準備を行ないますが、資金動向および市況動向等によっては、償還が決まった日以降の基準価額及び償還価額が1口あたり1円を下回る場合があります。

投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

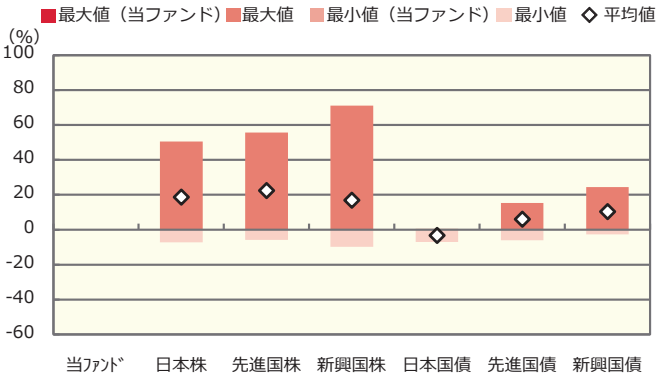
投資リスク

リスクの定量的比較（2021年10月末～2026年9月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	—	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	—	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 7.0	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	—	18.7	22.4	16.8	△ 3.3	6.1	10.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年10月から2026年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
＊決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年11月13日現在）

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

7日間平均年換算利回り・純資産の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位 （当初元本1口＝1円）
購入価額	取得日の前日の基準価額とします。取得日は、購入申込日の翌営業日となります。 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	購入いただける投資者等は、法人であることを原則とします。
購入に際して	申込金額には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入申込の予約	販売会社は、投資者が取得日を指定する購入申込の予約に応じることができます。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	販売会社が換金の申込を受付けた時間により、以下の通りとなります。 販売会社が換金の申込を受付けた時間 正午以前：受付日の翌営業日の前日の基準価額 正午過ぎ：受付日の翌々営業日の前日の基準価額
換金代金	販売会社が換金の申込を受付けた時間により、以下の通りとなります。 販売会社が換金の申込を受付けた時間 正午以前：原則、受付日の翌営業日から、お申込みの販売会社でお支払いします。 正午過ぎ：原則、受付日の翌々営業日から、お申込みの販売会社でお支払いします。 換金代金は、受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。 換金代金は、受付日の翌々営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

申込締切時間	＜購入＞原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ＜換金＞原則、正午までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年11月30日から2028年2月18日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。

手続・手数料等

購入・換金申込受付の中止及び取消し	次のような事情が発生した場合には、委託会社の判断で、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた、購入、換金の各お申込みの受付を取消すこととします。 ＜購入＞ ・取得日（購入申込日の翌営業日）の前日の基準価額が1口あたり1円を下回った場合 ＜換金＞ ・販売会社が換金のお申込みを受付けた時間が正午以前で、翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回った場合 ・販売会社が換金のお申込みを受付けた時間が正午過ぎで、翌々営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回った場合 また、各営業日の正午時点で、翌営業日の前日の基準価額が適用される換金のお申込みが、翌営業日の前日の元本総額の10%を超える場合には、委託会社の判断で、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 上記にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限 （2026年11月30日設定）
繰上償還	基準価額が5営業日連続して1口あたり1円を下回った場合、日本銀行の政策金利が0%以下となった場合、もしくは政策金利を0%以下とすることが発表された場合、または一部の投資対象である資産もしくは取引の金利がマイナスとなった場合には、償還します。また、受益権の口数が30億口を下回った場合、日本銀行の政策金利が0.15%以下となった場合（委託会社が同等の政策効果を生じさせると判断したものを含みます。）、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生したときには償還となる場合があります。
決算日	毎日。初回決算日は2026年11月30日。
収益分配	毎日の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）
信託金の限度額	6000億円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>購入時手数料</td><td>ありません</td></tr>
<tr><td></td><td>信託財産留保額</td><td>ありません</td></tr>
<tr><td colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>
信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、年1.0%以内の率で計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」※に応じて、次に掲げる率（信託報酬率）を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上します。なお、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。
※「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。
<table>
<tr><th>計算日の
「信託報酬控除前の運用収益率」</th><th>当該計算日の信託報酬率</th></tr>
<tr><td>年10%超のとき</td><td>年1.0%以内の率</td></tr>
<tr><td>年2%超10%以下のとき</td><td>運用収益率に100分の10を乗じて得た率以内の率</td></tr>
<tr><td>年0.66%超2%以下のとき</td><td>年0.2%以内の率</td></tr>
<tr><td>年0.66%以下のとき</td><td>運用収益率に100分の30を乗じて得た率以内の率
（ただし、下限は零とします。）</td></tr>
</table>
上記の規定にかかわらず、信託を終了させることを決定した日から信託終了日までの期間において、収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額（ただし、下限は零とします。）とし、信託終了日まで日々計上します。

信託報酬率の配分は当該計算日の信託報酬率に応じて下記の通りとします。（全て元本総額に対する年率です。）
<table>
<tr><th colspan="3">信託報酬率</th><th>年0.2%未満のとき</th><th>年0.2%のとき</th><th>年0.2%超のとき</th></tr>
<tr><td rowspan="3">支払先の配分（税抜）および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>信託報酬率
×
3.79/20</td><td>0.0379%</td><td>信託報酬率－
(①+②)</td></tr>
<tr><td>販売会社（注）</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td>信託報酬率
×
14.54/20</td><td>0.1454%</td><td>① 信託報酬率
×
14.54/20</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td>信託報酬率
×
1.67/20</td><td>0.0167%</td><td>② 0.0167%</td></tr>
</table>
（注）販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。
＊税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。
</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の費用・
手数料</td><td>
その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税　　等
</td></tr>
</table>

手続・手数料等

税金

●法人の受益者に対する課税

◆法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については15.315%(国税(所得税))の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は法人税額から控除されます。

◆換金時は、解約金の元本超過額および換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

＊上記は2026年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年11月13日現在）、運用報告書が存在しないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

追加的記載事項

●ファンドの名称について
「野村CRF（キャッシュリザーブファンド）」を「野村CRF」という場合があります。

ＭＥＭＯ

（当ページは目論見書の内容ではございません。）